

2019 - 2020

地区ガバナー / 第1副地区ガバナー / 第2副地区ガバナー



選挙 公報

Lions Clubs International 330-A

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区



Lions Clubs International 330-A

選挙管理委員会からのご報告とお願い



ライオンズクラブ国際協会
330-A 地区選挙管理委員会
委員長

▲ 夏目 幸生

2019年2月26日（火）地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーの立候補の届出を締切りました。

その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名・第2副地区ガバナー立候補者2名より立候補の書類の提出がありました。

同年3月7日（木）選挙管理委員会により、各立候補者の資格審査を厳正に行った結果、立候補者全員が有資格者であると承認いたしました。

従って、2019年4月13日（土）開催の330-A地区第65回年次大会（東京プリンスホテル）において、代議員各位により次期地区ガバナー・第1副地区ガバナー・第2副地区ガバナーを選出いたします。

なお、選挙運動期間は、公示日の2019年3月27日（水）から4月12日（金）までとなります。

各立候補者の皆様には、4月13日（土）の年次大会代議員総会において、所信表明を行って頂きます。

代議員各位におかれましては、クラブを代表して投票する貴重な1票であることを認識して、当日は必ず代議員会に出席し、くれぐれも棄権することなく、又、当日は余裕を以って（時間厳守）登録を済ませ会場入りし、選挙に臨んで頂きたいと存じます。

ご協力をお願いいたします。



地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	伊賀 保夫 (いが やすお)
所属	第1R・第2Z 東京ピースLC (会員番号 3000674)
生年月日	昭和52年6月2日 満41歳
住所	〒140-0002 東京都品川区東品川3-8-8-2701
現職及び職歴	日本アイ・ビー・エム株式会社 (2004～2009) 藤井ギャラリー株式会社 代表取締役 (2009～) 元目黒区議会議員

ライオン歴

2009年 5月 1日 2009年～2010年	東京ワンハンドレッドライオンズクラブ入会 (チャーターメンバー) ・330-A地区 広報委員会 委員 ・クラブ理事
2010年～2011年 2011年～2012年	・クラブ幹事 ・330-A地区 国際理事委員会 委員 ・クラブ理事
2012年～2013年 2013年～2014年	・クラブ会長 東京ピースライオンズクラブ結成 (チャーターメンバー) ・330-A地区 家族会員増強委員会 委員 ・クラブ理事
2014年～2015年	・330-A地区 キャビネット副幹事 ・クラブ理事
2015年～2016年	・330-A地区 1R 2Z ゾーン・チェアパーソン ・クラブ理事
2016年～2017年	・330-A地区 クラブアクティビティ活性化プロジェクト委員会 委員長 ・クラブ理事
2017年～2018年	・330複合地区 ガバナー協議会 参与 ・330-A地区 第2副地区ガバナー ・クラブ理事
2018年～2019年	・330複合地区 ガバナー協議会 参与 ・330-A地区 第1副地区ガバナー/短期ビジョン委員会 委員長 ・クラブ理事 ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 35回

主なアワード

2014年～2015年	・ジョー・プレストン 国際会長 感謝状	・バリー・パーマー LCIF 理事長 感謝状
2016年～2017年	・ボブ・コーリュウ 国際会長 感謝状	・山田實紘 LCIF 理事長 感謝状
2017年～2018年	・ナレシュ・アガワル 国際会長 感謝状 (2回) ガバナーチーム優秀賞 (第2副地区ガバナー)	・ボブ・コーリュウ LCIF 理事長 感謝状 (2回) LCIF 理事長サークル (ブロンズレベル)
	・セカンドセンチュリー・アンバサダー (取得 #0571)	
2018年～2019年	・ナレシュ・アガワル LCIF 理事長 感謝状 LCIF 理事長サークル (ブロンズレベル)	
※その他	・シカゴ国際本部スタディツアー参加 (2回: 2015年・2018年)	
	・LDUN 国連ライオンズデー参加 (2016年 ニューヨーク)	
	・公認ガイディングライオン (4回取得)	
	・1R 2Z 東京一ツ橋 LC ガイディングライオン (2016年～2018年)	
	・GAT (グローバルアクションチーム) 日本運営会議 事務局 (2017年～)	
	・上級ライオンズ・リーダーシップ研究会 (ALLI) 修了 (2017年)	
	・シカゴ DGE セミナー修了 (2019年)	
	・LCIF キャンペーン 100 リードギフト (10万ドル) 誓約済	

所信表明

2019年～2020年度、330-A地区 地区ガバナーに立候補いたしました、1R2Z 東京ピースライオンズクラブ所属のL伊賀保夫です。

2年間、ガバナーチームの一員として、330-A地区の皆さまの下でガバナー公式訪問や各委員会セミナー、例会・アクティビティ訪問等を通して多くの勉強する機会を賜り、本当にありがとうございました。

特に、本年度よりガバナーエレクト（DGE）セミナーが例年より早まり、国際大会就任時の5ヶ月前の開催となりました。次期の国際会長との目標設定に向けた準備期間が強化され、国際協会の変化のスピードも一段と高まり、求められるガバナーの資質がより高度になってきております。

私のテーマは「樺（たすき）をつなぐ」です。

ライオンズクラブの歴史を築き上げてきた諸先輩方から学び、樺を受け継ぎ、この度の100周年を機に共に振り返り、未来を見据えていきたいと考えております。

ライオンズクラブとは、人のために奉仕をすることに喜びを感じる人々の集まりです。皆さまの身近に困っている方がいらっしゃれば、ぜひお話を聞かせていただき、共に世のため人のためになる奉仕活動を通じて、一人でも多く困っている方に手を差し伸べましょう。我々はそのために活動しているのです。

1) メンバー満足度の向上 →「感動・感激」の奉仕活動へ

人は、期待通りに成果が成し遂げられた時、満足感を得られます。100%の期待を1%でも超えることができれば、その満足感は感動・感激の気持ちへと変化することでしょう。私は、メンバーの皆さまがライオンズクラブの奉仕活動を通して感動・感激を感じられる組織を目指していきます。

諸先輩と若い世代の樺をつなぐ。メンバーは老若男女、入会歴も様々いらっしゃいます。全てのメンバーがL字に誇りを持ち、ライオンズ活動にやり甲斐を得られる組織運営や環境作りを大事にします。メンバーの満足度を高め、奉仕活動で感じる感動のパワーが、自然と会員増強・会員維持につながる運営をいたします。

シニアメンバーの皆さまには、ライオンズクラブの歴史や伝統、社会貢献への実績や魅力を次世代に伝えていただきたく存じます。近年増え続けている女性会員・家族会員の皆さまにも積極的にご参加いただけるプログラムやアクティビティの充実を図り、周りの社員やお友達にも楽しんでご参加いただきながらライオンズクラブの認知度を高め、より活気のある組織運営を心掛けてまいります。

2) 「団結の力」による社会奉仕の最大化

奉仕のインパクトを上げるためには、時代に沿って社会に必要とされる事業を行うことが大事です。ライオンズクラブ国際協会は、今後の100年を見据えたプログラム「LCI フォワード」を策定し、新たに糖尿病や小児がん、食料支援（子供の貧困）といった奉仕事業の分野を選定いたしました。世界各国の一つひとつのテーマや課題に違いはありますが、今後はメンバー個人、単一クラブでの目標達成だけでなく、個々の力を結集して一つの目標に向けて努力することで、今まで以上に社会奉仕の成果を上げることが重要です。ゾーン単位、リジョン単位、友好クラブ単位での合同アクティビティや合同例会を推奨し、より楽しくより大きな社会貢献を目指します。

また、330-A地区200クラブで実施されている様々な素晴らしいアクティビティや例会プログラムを共有し、メンバー個人やクラブ間で学ぶだけでなく、ノウハウを蓄積し後世にも歴史や実績を目に見える形で繋いでいくためのデータベース作成にも取り組んでいきます。特に、昨年度より設置し今期リニューアルされた「アクティビティカレンダー」の更なる活用や普及にも力を注いでまいります。

3) 世界を見据えて

ライオンズクラブ国際協会は、世界200以上の国と地域、約150万人のメンバーを有する世界最大の社会奉仕団体です。国際協会の方針やルールに沿った運営の下、世の中の変化にいち早く対応し、タイムリーで正確な情報連携を実現してまいります。

今日、スマートフォンの普及もあり、誰もが世界中の情報をリアルタイムで得られる時代となりました。330-A（東京）地区が日本そして世界中のライオンズクラブが憧れる模範地区になるべく、先にも述べたとおり、これからは小さなまとまりから始まり、クラブや地域を越えた連携も視野に置き、世界のライオンズクラブと共に手を取り合い、人道的な奉仕活動を実現してまいりましょう。

皆さまと共に、白い杖、すずらん給食のように歴史に残るようなアクティビティを作り上げていきます。すずらん給食は、まさに地域を越えてライオンズ諸先輩方の知恵、理解、行動による団結の力で樺をつないだ結果です。これこそが汗と涙と感動を生み、感激できるアクティビティであり、ライオンズスピリットだと確信しています。

第1副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	進藤 義夫 (しんどう よしお)
所属	第10R・第2Z 東京世田谷LC (会員番号 2871129)
生年月日	昭和38年12月28日 満55歳
住所	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀3-13-22-208
現職及び職歴	平成3年4月～平成13年3月 精神障害者共同作業所T&E企画所長 平成13年7月 特定非営利活動法人障害者支援情報センター設立 理事長 精神保健福祉士・臨床心理士

ライオン歴

- 2008年7月20日 東京世田谷ライオンズクラブ入会
 - 2009～2010年 クラブ理事
 - 2010～2011年 クラブ幹事、クラブ理事
 - 2011～2012年 クラブ会長
 - 2012～2013年 10R2Zゾーン・チェアパーソン、クラブ理事
 - 2013～2014年 330-A地区 キャビネット副幹事、クラブ理事
 - 2014～2015年 クラブサクセス・CEP・会員維持委員会 委員長
 - 2015～2016年 330-A地区 キャビネット幹事
 - 2016～2017年 330-A地区 GMTコーディネーター
 - 2017～2018年 330-A地区 GSTコーディネーター
 - 2018～2019年 330-A地区 第2副地区ガバナー
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回

主なアワード

- 2011～2012年 Dr.Wing-Kun Tam 国際会長：国際会長感謝状
- 2011～2012年 Dr.Wing-Kun Tam 国際会長：国際会長感謝状
(2回目)
- 2013～2014年 Barry J. Palmer 国際会長：国際会長感謝状
- 2015～2016年 山田實紘 国際会長：国際会長賞
- 2018～2019年 Gudrun Yngvadottir 国際会長：国際会長感謝状

※その他

ライオンズクラブ国際協会公認ガイディングライオン
CEP ファシリテーター

所信表明

私は、2008年7月東京世田谷ライオンズクラブへの入会以来、今日に至るまで、そしてまた昨年の年次大会で第2副地区ガバナーにご推挙いただいてからはなお一層のこと、地区内の多くのクラブの例会やアクティビティに参加し、各クラブの取り組みについて拝見させていただきました。また、各クラブの抱える課題や悩み、国際協会の大きな変革やLCIF制度の改変、LCIFォワードや地区の法人化などについて、各クラブからのご意見を拝聴させていただきました。

そして、それぞれのクラブが長年にわたり地道に地域社会に貢献し、素晴らしいアクティビティを実践されているのを目の当たりにし、各クラブの魅力、そしてライオンズクラブ全体の魅力をライオンズ内外に伝え、会員増強につなげていきたいと考えております。

「東京2020オリンピック・パラリンピック」でライオンズクラブの存在を強くアピールするためにも、ライオンズクラブ国際協会330-A地区第1副地区ガバナーに立候補し、下記の3つの信念のもと、330-A地区の発展に尽力する覚悟であります。まだまだ未熟者ではありますが、皆様の叱咤・激励を糧に勉強させていただき所存でございます。ご指導よろしくお願い申し上げます。

1. 各クラブを支え、 アクティビティの魅力伝える仕組みづくりを！

ライオンズクラブの原点はいうまでもなく各クラブの活動だと思います。地区ガバナーの役目は、各クラブを支援し、各クラブがより元気になって頂くことに全力を尽くすことと考えます。各クラブとの情報交流を密にし、各クラブが抱えている諸問題を把握し、それぞれのクラブに応じて解決策を提案してまいります。

また、たくさんのクラブを訪問させていただきましたが、少人数のクラブでも心に残るよきアクティビティを行っているクラブが多くあります。見過ごされてきたかもしれない素晴らしい成果を広くご紹介し、その魅力とノウハウをライオンズクラブ内外に伝えるシステムを構築し、クラブ活性化をはかります。

2. 女性会員が活躍しやすい環境の充実と クラブ活性化による会員増強を！

アクティビティによるクラブ活性化こそが会員増強の原動力となります。特に女性会員の視点を生かした斬新なアクティビティを行い、これをPRすることが男女双方の会員増強に繋がり、会員が増えればまた新しいアイデアが生まれ、新しいアクティビティに繋がります。この循環による会員増強が有効かつ重要であると考えます。

そして女性会員や家族会員も参加しやすいアクティビティの発見・開発や、アクティビティを中心とする支部クラブやスペシャリティ・クラブの結成などにも力を注いでいくことで、女性会員・家族会員、また幅広い会員の増強に勤めたいと考えております。

3. リジョン・ゾーンの壁を越えた交流を！

地区キャビネットは、全ての奉仕活動を支援します。そのためにも、例会訪問や他クラブへのアクティビティ参加を奨励して、クラブの壁・ゾーン・リジョン・さらには地区の壁を超えた交流を実践し、合同クラブアクティビティの実施や、新規アクティビティの開発、LCIFを活用してのアクティビティの推奨を行います。

また、年次大会は1年の集大成であり、クラブやゾーンの活動成果の発表の場であります。アワードのあり方については熟考のうえに改変を行い、たとえば単一クラブだけではなく複数クラブやゾーンでも対象となれるよう変更するなどして、多くのクラブがさまざまな形で交流できるようにいたします。

さらには地区外の動き、現在進められているライオンズクラブ国際協会の大変革について、さらにはLCIF国際財団の地球規模での貢献に伴うLCIF献金の重要性などについても各クラブにわかりやすくお伝えし、各クラブと国際協会・国際財団の懸け橋となってまいります。

以上の方針に則り、私、L進藤義夫はメンバーの皆様と共に一步一步前進に寄与できるよう全身全霊をかけて努めさせていただき所存でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	中井 正力 (なかい まさりき)
所属	第11R・第1Z 東京新宿LC (会員番号 2568483)
生年月日	昭和24年4月26日 満69歳
住所	〒359-0003 埼玉県所沢市中富南4-11-4
現職及び職歴	昭和49年 6月 安田生命保険相互会社 入社 昭和58年12月 安田生命保険相互会社 退社 平成 2年 5月 株式会社力商 設立 代表取締役 就任 現在に至る

ライオン歴

- 2006年10月 東京新宿ライオンズクラブ入会
- 2010～2011年 ・クラブ幹事
- 2011～2012年 ・クラブ幹事
- 2012～2013年 ・クラブ幹事
- 2013～2014年 ・クラブ会長
- 2014～2015年 ・330-A地区キャビネット副幹事・クラブ理事
- 2015～2016年 ・330-A地区会員増強・エクステンション委員会副委員長
クラブ理事
- 2016～2017年 ・330-A地区 11R1Zゾーンチェアパーソン
- 2017～2018年 ・クラブ会長
330-A地区オリンピック・パラリンピック委員会副委員長
- 2018～2019年 ・330-A地区11Rリジョンチェアパーソン
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回

所信表明

私は、2006年10月に東京新宿ライオンズクラブに入会を認められました。以来13年に亘り、自クラブの会員数確保・向上と例会及びアクティビティの活性化に向けて努力を重ねて参りました。今般は、クラブの総意により330-A地区第2副地区ガバナー候補に推挙され、謹んでここに所信を表明させていただきます。

ライオンズクラブの素晴らしさの第一は、“出会い”です。多くのことを周りの方々から教えて頂き、今日の自分があると日頃より考えてきた私にとって、ライオンズクラブの尊敬できるメンバーとの出会いは生き方が変わるほどに、私に大きな成長を与えて下さいました。

その感謝の気持ちをもって、以下の方針により330-A地区の発展に誠実に努めて参りたいと存じます。

◆ 表明 その1 ◆ 「災害被災地支援アクティビティ募金活動に 注力して行きたい」

昨今の日本列島は、地震・台風・豪雨・火山噴火等々、まさに災害列島化していると言っても過言ではない状況下にあります。あってはならない災害ではありますが、万一それが発生してしまった場合、いち早くライオンズクラブが行えることは、支援のための募金活動であると考えます。募金活動の特長の1つは、被災地のライオンズクラブとの情報交換を通じて、即時必要な物資の調達を可能にし、ライオンズクラブ間の連帯と絆を強められることにあると思います。

特長の2つ目は、ライオンズクラブの地域における存在を顕在化させ、一般の方々に私たちが社会へ貢献する姿を目の当たりに見て頂くことが出来るということです。

そして、結果的にライオンズクラブの潜在的な評価を高め、関心を深めることが、会員増強の一助となると確信しております。

◆ 表明 その2 ◆ 「リジョン・ゾーン・クラブ間の連帯・連携強化を図り、 アクティビティのさらなる充実を目指したい」

私はこれまでに多くのクラブを訪問させていただき、貴重なアクティビティを勉強させていただきました。楽しい例会の運営、さらに実り多きアクティビティの拡充を進めるための、合同例会や合同アクティビティの開催を一層推進していただけますよう、精一杯それに向けたお手伝いをさせていただきたいと思っております。クラブ内に多くの話題が飛び交い、日々の運営がマンネリ化することなく常に変化を楽しみながら、互いに刺激し合える例会が開催されますように、またより多く、より充実したアクティビティが実施できるような環境づくりの構築を目指していきたいと思っております。

◆ 表明 その3 ◆ 「創意工夫でアクティビティが拡大できるよう、 情報を発信していきたい。」

献血活動、盲導犬・介助犬育成、青少年健全育成、環境保全等の奉仕活動において、大型イベントとコラボレーションをしながら大きな成果を上げている事例や、SNS等を駆使し多くの方に周知して動員を図りつつアクティビティを成功に導いたり、長年にわたって地域に密着した貢献を行い、社会から必要とされているアクティビティなど、各クラブにおいて展開されている素晴らしいアクティビティは枚挙にいとまがありません。その現況を地区内へ積極的に発信することで皆様と情報を共有させていただき、より良いアクティビティの実践に繋がられますよう尽力してまいります。

以上の課題（方針）に、全力投入・前進あるのみで取り組む所存です。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第2副地区ガバナー立候補者

プロフィール



氏名	青木 秀茂 (あおき ひでしげ)
所属	第12R・第1Z 東京吉祥寺LC (会員番号 397402)
生年月日	昭和27年8月22日 満66歳
住所	〒167-0053 東京都杉並区西荻南1-22-15
現職及び職歴	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士

ライオン歴

- 1995年10月 東京武蔵野ライオンズクラブ入会
- 2003～2004年 クラブ理事
- 2004～2005年 東京吉祥寺LCチャーターメンバー、クラブ理事、
330-A地区YE委員会副委員長
- 2005～2006年 クラブ理事、準地区IT・PR・情報委員会委員
- 2006～2007年 クラブ幹事
- 2007～2008年 クラブ理事
- 2008～2009年 クラブ会長
- 2009～2010年 クラブ理事
- 2010～2011年 クラブ理事、330-A地区YE委員会副委員長
- 2011～2012年 クラブ理事、330-A地区YE委員会副委員長
- 2012～2013年 クラブ理事、330-A地区YE委員会委員長
- 2013～2014年 クラブ理事、330複合地区YCE委員会委員
- 2014～2015年 クラブ理事
- 2015～2016年 クラブ理事、330複合地区YCE委員会委員
- 2016～2017年 クラブ理事、12R1Zゾーンチェアパーソン
- 2017～2018年 クラブ理事、330複合地区YCE委員会委員、
330-A地区YCE委員会アドバイザー
- 2018～2019年 クラブ理事、330複合地区プロトコール委員会委員
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 14回

主なアワード

- 2016～2017年 山田實紘 LCIF理事長感謝状
- 2017～2018年 ボブ・コーリュー LCIF理事長感謝状
- 2018～2019年 グドラン・イングバドター 国際会長 及び
ナレシュ・アガワル 前国際会長感謝状

所信表明

2019～2020年度 ライオンズクラブ国際協会 330-A地区第2副地区ガバナーに立候補致しました、東京吉祥寺ライオンズクラブ所属 L青木秀茂でございます。

私は今回の選挙を通して、単一クラブが時代に応じて地域社会において展開するアクティビティこそがライオンズクラブの本質的な活動であり、ライオンズクラブの存在価値を示すものであると主張して参りました。そしてこの単一クラブのアクティビティを活性化させることこそが、ライオンズクラブ全体の発展を約束するものであり、その実現を図りたいと考えております。

1. アクティビティについて

単一クラブのアクティビティは、単一クラブのメンバーが、地域社会で要求されているのは何かを議論し、探し出し、自主的に取り上げるものだと思います。主権がクラブの一番重要な点であると考えます。

(1) 国際協会は101年目を迎える活動に関し、LCIフォーワード（糖尿病、小児ガン、食糧支援、環境、視力）を提唱しています。単一クラブはそのクラブの実状に合わせて、キャビネットから情報とノウハウをもらい、選択できるものを選択するという主体性を再確認してよいと考えます。

(2) アクティビティは単一クラブのみで行うだけでなく、複数のクラブで共同して、また地域の諸団体と共催して行うことも積極的に考えるべきだと思います。複数のクラブ・複数の団体と共同して行う事で新しい観点が見つかり、アクティビティを新しく発展させることができると考えます。

(3) 地域社会において必要とされている奉仕活動は、「本来国や地方公共団体がやるべきことだ」等々と言って放置せず、ライオンズクラブが正面から積極的に取り上げて活動を展開すべきだと考えます。

2. キャビネットについて

キャビネットは単一クラブに負担を掛けない組織作りと活動を行い、単一クラブに対する情報・ノウハウの提供に徹すべきだと考えます。それを実行するために、以下のことを行います。

(1) キャビネット会議やキャビネットの委員会が行うセミナーは、多摩地区・下町地区・都心と分けて出向して行います。

(2) キャビネットの委員会が行うセミナー等の会費はできる限り安くし、終了後の懇親会等の飲食は原則として行わないようにします。

(3) キャビネットの委員会が行うアクティビティへの参加は、強制的要素を排除し、単一クラブの判断に任せるようにします。

(4) キャビネットの委員会は必要最小限の数にし、単一クラブにより多くの人材を残すようにします。

3. 会員増強について

単一クラブのアクティビティを活性化させ、地域社会に貢献し、ライオンズクラブの認知度を上げることが会員増強につながる最も重要なことだと考えます。

(1) 新しいメンバーが気軽に加入できる制度作り（年会費の額、例会の時間、服装等）を積極的に支援する必要があると考えます。

(2) 新しいメンバーを中心に構成する支部、レオクラブの結成にも力を入れたいと考えます。

(3) 退会の防止は既存メンバーがライオンズクラブの活動に意義・やりがいを感じているか否かという点が大きく影響してくると思っています。メンバーには「アクティビティに積極的に参加してもらい、汗をかき、感動を覚える」アクティビティを体験してもらえれば退会者を減少させることができると考えます。

4. 女性会員について

女性会員の増加を図る必要があることは言うまでもないと考えます。子どもの貧困・難病・障害者支援等、女性の特性を活かすことができるアクティビティを積極的に推進して、その賛同者を増すと共に、キャビネットにおけるFWT委員会の存在・活動をゾーン内あるいは単一クラブに下ろして実践すべきだと考えます。

5. アワードについて

アワードは授賞したクラブ・個人が真の喜びと誇りを得ることができるものとすべきです。

単一クラブの奉仕活動を活発にする一つの方法として、アワードの授与があると思います。しかしながら、近年このアワードの授与は形骸化・マンネリ化して、授与されても感動を覚えるものになっていないと思います。審査基準を客観性あるものとし、第三者の審査委員による審査を実施し、アワードの数も減らして、価値あるものとし、授与されたクラブが真の喜びと誇りをもってその事業を継続できるアワードにすべきです。

ライオンズクラブは、単一の活動を行うNPO・NGO法人と異なり、同時に複数の奉仕活動を行っており、その時点で社会から需要のある奉仕活動を創り出すこともできます。国際組織であり、全国組織であり、永続組織です。

私は皆様とともに、感動を覚えるアクティビティを展開し、ライオンズクラブの発展を図りたいと考えます。

L青木秀茂のチャレンジ

「単一クラブの立場に立って考え、行動し、

ライオンズクラブ全体の活性化を目指す」

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第65回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は、599名(3/4現在)とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は20名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、8時30分より9時20分までとする。
- (エ) 代議員会は、9時30分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時20分までには登録手続きを済ませること。9時20分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、9時30分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙管理委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることができる。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことができる。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことができる。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙管理委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見ることが出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのピラマキ、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

第一章**第1条 (規定の目的)**

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条 (選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者**第6条 (立候補の届出)**

1. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。
2. 会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条 (代議員名簿)

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条 (選挙責任者)

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動**第9条 (選挙運動の禁止事項)**

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。ただし、立候補準備行為、選挙運動の準備行為、ライオンズクラブ活動・指導力発揮行為、後援会活動、社交的行為、及びこれらに類する行為で選挙管理委員会が指定する行為を除く。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙運動として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。

- (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
- (7) 電報・ファクシミリ・電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1項による）により選挙運動をすること。
- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) 上記各号に類する行為で選挙管理委員会が指定する行為を行うこと。
- (15) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

3. 前項(1)(選挙運動期間以外の運動禁止)の定めに関わらず、選挙管理委員会による資格審査において立候補資格を確認された立候補者は、資格が確認された日以降公示日までの間においても、諮問委員会及びクラブを訪問することができる。

第10条 (文書図画による運動)

1. 選挙運動に関する文書図画には、その文書図画について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明確に表示するものとする。
2. 文書図画による選挙運動としては、次の各号のいずれかに該当するもののみを行うことができる。
 - (1) 通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）の発信。
 - (2) ウェブサイト等を利用する方法（公職選挙法第142条の3第1項による）による頒布。
この方法により選挙の期日の前日までに頒布されたものは、第4条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

第四章 違反行為に対する処置等**第11条 (違反に対する基本姿勢)**

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条 (違反に対する処置)

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告しなければならない。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者に対して、弁明の機会を与え、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知しなければならない。著しい違反行為をした立候補者に対しては、前項の警告をせず、弁明の機会を与え、前記の勧告と通知をすることができる。
3. 選挙管理委員長は、大会当日その代議員総会において、投票前に、当日までの選挙違反の認知とその対処の状況について報告しなければならない。前項の勧告に従わない立候補者に関しては、投票前に、立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告しなければならない。選挙管理委員長が、代議員総会に出席できない場合は、「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙管理委員会」

委員長は、選挙管理委員長の前記報告を記載した書面を、代議員総会において、選挙前に、代読しなければならない。

第五章

第13条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を開催することができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

附 則

第1条

1. この規定は平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年11月17日一部改定。
5. 平成18年4月22日一部改定。
6. 平成19年3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月6日一部改定。
9. 平成22年11月8日一部改定。
10. 平成23年6月13日一部改定。
11. 平成24年11月26日一部改定。
12. 平成25年1月21日一部改定。
13. 平成25年11月25日一部改定。
14. 平成26年11月25日一部改定。
15. 平成27年1月19日一部改定。
16. 平成29年11月13日一部改定。
17. 平成30年11月12日一部改定。

第2条 この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条 この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー

選挙日程

1 立候補届出日

受付日時：2019年2月26日（火）13時30分～16時30分

締切：当日限り

受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2 資格審査日

2019年3月7日（木）15時00分～

3 公示日

2019年3月27日（水）

4 選挙運動期間

2019年3月27日（水）

～

2019年4月12日（金）

5 立会演説会

4月13日（土）第65回年次大会 代議員総会において
各立候補者より所信表明をいただきます。

6 選出日

第65回年次大会 代議員総会

2019年4月13日（土）

東京プリンスホテル